

令和6年度 松戸市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 市立総合医療センター事業

(1) 病 床 数 (許 可)

一般病床	592 床
感染病床	8 床
計	600 床

(2) 年間延患者数

入院患者数	185,055 人
外来患者数	257,580 人
計	442,635 人

(3) 1日平均患者数

入院患者数	507 人
外来患者数	1,060 人

(4) 主要な建設改良事業

○別棟建設費	924,948 千円
○医療器械整備	362,890 千円
○保育所施設改修事業	74,844 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	市立総合医療センター事業収益	23,284,295 千円
第1項	医 業 収 益	21,006,884 千円
第2項	医 業 外 収 益	1,910,650 千円
第3項	看 護 学 校 収 益	188,380 千円
第4項	保 育 所 収 益	169,257 千円
第5項	特 別 利 益	9,124 千円

支 出

第1款	市立総合医療センター事業費用	26,196,319 千円
第1項	医 業 費 用	25,067,157 千円
第2項	医 業 外 費 用	647,548 千円
第3項	看 護 学 校 費 用	199,182 千円
第4項	保 育 所 費 用	197,448 千円
第5項	特 別 損 失	54,984 千円
第6項	予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,253,747千円は、過年度分損益勘定留保資金2,253,747千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	市立総合医療センター資本的収入	847,643 千円
第1項	企 業 債	434,400 千円
第2項	出 資 金	377,663 千円
第3項	負 担 金	31,576 千円
第4項	投 資	2 千円
第5項	固定資産売却代金	4,001 千円
第6項	寄 附 金	1 千円

支 出

第1款	市立総合医療センター資本的支出	3,101,390 千円
第1項	建 設 改 良 費	1,878,427 千円
第2項	投 資	18,960 千円
第3項	償 還 金	1,194,003 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立総合医療センター 医療器械整備事業	359,600 千円	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
市立総合医療センター 保育所施設改修事業	74,800 千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立総合医療センター事業 2,500,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 看護学校費用
- (4) 保育所費用
- (5) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 市立総合医療センター事業

(1) 職員給与費	13,482,355 千円
(2) 交際費	114 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立総合医療センター事業	4,124,640 千円
-----------------	--------------

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1. 市立総合医療センター事業	(種類)	(名称)	(数量)
(1) 取得する資産	医療器械	据置型デジタル式汎用X線診断装置	1 式

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健次